

日本有機食品認定連絡協議会

**登録認定機関の業務運営の  
標準をつくるために**

**第6**

2008年6月27日

日本有機食品認定連絡協議会第8回総会採択文書

**日本有機食品認定連絡協議会**

連絡先

[renrakukyogi@jona-japan.org](mailto:renrakukyogi@jona-japan.org)

## 目的

### 1. 目的

我が国で有機認証制度が始まって8年になる。この間、少なくない事故や違反が報告されている。このことにより、認定機関の審査のあり方に疑問が投げかけられている。制度の始まった頃から言われながらも解決されずにいる、認定機関の審査基準や方法のバラツキは、この疑問の中心にあるといえる。

私たちは、こうしたことを真剣に受け止め、有機認定の信頼性を確保することを希求するものである。

有機農産物や有機加工食品の生産は容易なことではなく、真剣な生産者の努力を正しく評価しなければならない。認証は消費者の信頼を裏切るものであってはならない。

有機食品への信頼を確保しつつけるために、認定機関の業務の運用の最低ラインが、担保される必要を痛切に感じている。

この担保される最低標準ラインを見出すことは、私たち認定機関自身の課題であり、そのため登録認定機関の業務運営に係る標準を定める努力をし、その過程を公表するとともに標準化をはかることを目的とする。

### 2. 有機食品をめぐる事故や違反について

2.1 この間の事故や違反は、概ね以下のように分類される。

- ① 基準、制度及び法律に関わる事業者の理解不足、行程管理の未熟さなどに起因する事故。事故・違反の圧倒的多くは、ここに分類される。多くは、意図せざる違反と言える。
- ② 肥料及び土壌改良資材の供給サイドにおける基準の理解が不十分だったり、流通の複雑さに起因する、不適合資材の誤った使用による事故。
- ③ 明らかに事業者の故意の違反。これは、社会的に大きな問題となっているが、数は少ない。
- ④ 法制度の無理。JAS法第19条の12では、有機食品への使用禁止資材の残留について不検出が要求されている。日本農林規格は生産の方法についての基準であり、この法の要求そのものに無理がある。

2.2 事業者の意図せざる違反、行程管理の未熟さによる事故には、認定機関の不十分な審査によって発生したものがあり、事業者の理解の不十分については、私たち認定機関の責任が大きい。以下の改善により、事故や意図せざる違反は、かなり減少させることができる。

- ①認定機関が行う講習会等の方法の改善により、事業者の理解を確実なものにすること。
- ②認定機関の審査の方法の改善により、事業者の不適合事項を速やかに是正すること。
- ③認定機関の審査方法の不備を改善し、認定事業者の業務の確実な適合性を確保すること。

と。

- 2.3 意図的な違反にあつては、認定機関の審査の方法の改善や審査能力の向上により、被害のより少ないうちに排除することは可能と思われるが、未然に防止することは、一般的な検査認証のシステムでは困難であろう。
- 2.4 認定事業者以外の者が行う違反については、制度にかかわる国民的理解の促進がはかられることが重要と判断される。有機 JAS マークを表示しないまま有機表示を行って販売するなどの行為は、これが違反であることを消費者がよく知っていれば、店頭に並べることも困難なはずである。
- 2.5 JAS 法第 19 条の 12 の運用について検討される必要がある。かつ、有機食品についての適切なリスクコミュニケーションが必要である。

## 一、 標準を策定するにあたっての前提

以下の点について、認定機関の業務運営に係る標準の前提とする。

### 1. ISO ガイド 65 に基づく業務運営

各登録認定機関は、認定業務の管理運営を行う部署に、ISO ガイド 65 に関わる適切な講習会を受講修了するなど ISO ガイド 65 を良く理解している者を配置していること。

### 2. 有機基準及び関連法規の遵守

このことについて、私たちは第 2 回総会（2002 年）で宣言してきた。

#### 「総会宣言

わが国で有機食品の認証が産声をあげて 10 年、JAS 法にもとづく検査認証制度が発して 2 年が過ぎた。食品表示をめぐる昨今の出来事は、有機食品の検査認証制度にますます重要な役割を担うことを求めている。

有機食品認証制度は、有機農業の生産、有機食品の製造及びそれらの取扱業者の有機食品の生産・流通システムを維持・増進して、地域及び世界的な環境保全に資するものであり、有機食品の認定によって、正しく食品の表示が行われることを目的としている。欺瞞・不正行為・実態のない優良表示などを排除することにより、消費者の信頼を獲得することが重要である。

有機食品の検査認証制度の中軸を担う登録認定機関にあつては、その役割を十二分に自覚し、信頼に足る業務を行っていかなければならない。

日本有機食品認定連絡協議会は第 2 回総会にあたって、本協議会の基本的なあり方を再確認する。

1. 本協議会は、JAS 法にもとづく登録認定機関によって構成される。
2. 本協議会の構成員は、有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格を遵守する。

## 登録認定機関の業務運営の標準をつくるために第6（一般）

本協議会は、有機食品の認定の信頼性を向上させるために、登録認定機関同士の相互協力及び農林水産省を始め関係省庁・機関との連絡を緊密にする。

また、登録認定機関の認定業務が適格に実施されることが、本認定制度の根幹であることを認識し、登録認定機関の認定業務の向上を目的に研究・研修会を実施する。

3. 本協議会は、コーデックス委員会にて合意された有機食品に関するガイドラインを尊重する。同時にコーデックス委員会の基準設定・改定に対して、日本の有機農業の実状にもとづく意見を反映するために積極的に努力する。
4. 有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格は、コーデックスガイドラインに応じて拡充される事が望ましい。また、日本の有機農業の推進・環境保護・地域振興という観点からも逐次見直されるべきと考えている。この見直しを、あらゆる機会を通じ、公論を喚起し、進める。

2002年10月3日

日本有機食品認定連絡協議会第2回総会」

### 三、登録認定機関連絡会議で農林水産省より求められていた事項について

2007年8月の農水省主催「平成19年度有機食品等登録認定機関連絡会議」では、以下の事項について登録認定機関が自主的に適切な運用基準を定めることを求められた。

この点について、まず重点課題として位置付け、速やかに共通の認識をつくりだすことが必要である。

#### 1. 検査員の資格要件

- ①検査員の教育・訓練
- ②確保すべき知識、技能及び専門的知識
- ③力量の評価

「資格基準は各認定機関が定めるということになっており、検査員の経験年数や認定の範囲を考慮し、最も効率的にかつ抜けのない検査ができるような基準を他の認定機関とすり合わせを行いながら作成していただきたい。(最低基準としている資格基準のうち、「同等以上」と認められる事例について、現場で具体的な実例を整理し、登録認定機関の間で合意形成した上で、規定に反映させていく手順が必要)」(登録認定機関連絡会議事概要より)

#### 2. 資材の適合性確認・評価の手順

- ①「やむを得ない場合」とされることの判断基準
- ②原料及び製造方法を文書により確認して評価を行うこと

#### 3. 不適合事項が発生した場合の対処の手順

- ①不適合の程度についての共通の評価基準(改善指摘、業務の自粛、停止請求、取り消し等を行うレベルについての共通の認識を含む)

②不適合製品の流出をとめる緊急対応手順（関係方面への連絡、情報の開示を含む）

③公表の基準

「故意ではなく一過性のもので改善の見込みがあるものは指導、不適合状態が継続的なものは停止等の判断を行ってきた実績を整理し、それら事例を集め、認定機関同士で情報を共有し、認定機関として基準を築きあげてほしい。・・・・・・極端に緩かったり逆に厳しかったりと、ひとつの認定機関の判断では危険であるので、認定機関同士、また行政も協力しつつ、基準をつくり上げていただきたい」（登録認定機関連絡会議議事概要より）

#### 四、認定機関の業務運営に係る標準のために審議すべきテーマ

1 JAS 法、施行令、施行規則、有機 JAS 規格、認定の技術的基準等に関する解釈のバラつきを是正するために検討すべき項目

1.1 規格の別表に関わる一般的な資材等（肥料・土壌改良材、農薬）の評価手法・ルールの再確認

1.1.1 「やむをえない場合」とされることの判断基準

別表1、別表2の資材を評価する際、まず規格本則に定められた原則的な取り組みが評価されなければならない。すなわち、肥料及び土壌改良資材の外部からの投入にあっては、まず当該圃場及びその周辺における生物の機能の活用、たい肥の施用などにより、地力（土壌の性質に由来する農地の生産力）の維持、増進がはかられていることを確認すること。別表2の資材の使用にあっては、基本的に耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法などの実績（過去1年から3年程度）を評価の上、重大な損害が生じる危険が急迫している客観的根拠を確認すること。

1.1.2 評価手順

##### 【原則】

有機農産物の生産に使用できる資材を評価するにあたっては、有機農産物の日本農林規格第2条における生産の原則及び第4条の本則を踏まえなければならない。

##### 【評価手順】

- ① 当該資材について、使用を希望する認定事業者が確かな必要性を持っていることが確認されること。（必要とされる資材の目的を、本則にもとづく方法で達成するのに必要な栽培技術への取り組みの状況評価を含む）
- ② 日本農林規格第2条の生産の原則に相反しないことが確認されること。
- ③ 当該資材について、その原料の生産段階から当該資材の製造方法にかかわる内容が適切な文書（証明主体が明確で責任あるところであること、有効と思われる期間内に発行されていること）で、確認できること。

- ④ 証明されている内容が規格別表1の基準に適合していること。

【評価後の処置】

＜以下は現行実施されていないので、新たな検討課題としての提案＞

- ① 適合と評価した資材が市販された資材である場合は、認定機関は当該資材を公表すること。

1.1.3 評価機関

---

＜採択留保の項＞

「1.1.4 規格別表1 その他の資材の拡大解釈について

2007年11月、無登録農薬とされたアグリクールが、有機農産物にも使用されており、多大な経済的かつ社会的損失が発生した。この2月には、ニュー碧露、緑豊などに同様の問題が発生している。こうした資材の適合性評価において、別表1 その他資材に無理にあてはめることは、危険である。明らかに病虫害防除のみを目的として使用している、あるいはそうした効果しか認められないものを、肥料及び土壌改良資材の範疇にあてはめ「別表1 その他資材」で認めることについて、改める必要がある。」

\*この項は、採択を留保し、継続討議とした。継続討議にあたって、引き続き議論を行う必要があると判断されたのは、特にアンダーライン部である。主に以下のような意見が出されたことによる。

- ① この視点では、現行認められ、適合するものも含めてじゅっぱひとからげにダメにしてしまうことが危惧される。
- ② 特定農薬論議の動向を見て慎重に検討すべき。

---

1.2 資材の製造販売業者への基準の周知

2 申請者又は認定事業者へのJAS法、JAS規格、認定の技術的基準等の周知

2.1 申請者又は認定事業者向けの認定機関が指定する講習会

① カリキュラムの標準化：各登録認定機関は、適切なカリキュラムを持たなければならない。カリキュラムは以下の内容を含むこと。また、時間について事業者に対し十分な説明を行うことができるように配慮しなければならない。

- ・ JAS法及び有機認証制度（2時間程度以上）
- ・ 有機JAS規格（1規格につき60分～90分以上）

## 登録認定機関の業務運営の標準をつくるために第6（一般）

- ・ 認定の技術的基準（1 基準につき 60 分～90 分以上）
- ・ 演習（受講者の理解をはかるために適切な演習が不可欠。）
- ・ 関連法規

品質表示基準；該当する品質表示基準についての情報  
農薬の安全使用基準；該当する生産行程管理者に必要な

### ②講師の要件

講師は、講習に必要な知見を有していることが実証されている者が行うこと。

### ③修了の認定（理解度の測定及びフォローアップ）

受講修了の認定に際しては、試験、レポートその他の方法での理解度の測定を行ったうえで適切な理解に達したものであることを確認して行うこと。理解が不足していると思われる者には、適切なフォローアップ措置をとること。

## 2.2 認定取得後の講習（ステップアップ及びフォローアップ）

認定の技術的基準では一回修了すれば良いとされているが、以下の理由で認定後も必要に応じて講習が企画される必要がある。

- ① これまでの一回の研修では、理解不足が見られる。
- ② 基準の解釈や関連法規などが変化しており、適切な情報が提供され、事業者がもっている情報が更新されなければならない。
- ③ 年次調査での改善指摘などにかかわりフォローアップが必要。

## 2.3 講習会の費用

前項に定める講習会にあつては、開催に必要な費用を適切に徴収することが望ましい。

## 3 検査員・判定員の資格認定、検査・判定の手法について

### 3.1 検査員・判定員の要件

各登録認定機関は、検査員・判定員の資格認定基準（採用・契約の条件）を持たなければならない。その基準には、以下のことが含まれることが望ましい。

- ① 検査・判定を予定する分野における日本農林規格及び認定の技術的基準を良く理解していると認められる者。
- ② JAS 法及び関連法規（品質表示基準、食品衛生法、農薬取締法、肥料取締法、地力増進法、有機農業推進法、栄養改善法、容器包装リサイクル法、家畜排泄物処理法、廃棄物処理法、建築基準法、水質汚濁防止法、外来生物法などの該当する分野）などで、有機生産にかかわり必要となることを良く理解していると認められる者。
- ③ 検査・判定を予定する分野における実務経験（生産の実務、試験、研究、調査などの経験）が以下の者（JAS 協会が示す要件）。

ア、学校教育法による大学若しくは旧専門学校令による専門学校以上の学校において該当する農林物資に関する科目を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、該当する農林物資の実務に2年以上従事した経験を有する者

## 登録認定機関の業務運営の標準をつくるために第6（一般）

イ、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令による中等学校で該当する農林物資に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、該当する農林物資の実務に3年以上従事した経験を有する者

ウ、該当する農林物資の実務に4年以上従事した経験を有する者

エ、上記アからウまでに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者

- ④ 検査技能及び知識に関わる適切な講習会を修了し、必要な検査技能及び知識を習得していると認められること。
- ⑤ 適切な検査実習を修了していること。（なお採用契約後に実際の検査を行う前に実習を行うこと、JAS制度下での十分な検査経験を活用することも可能。それは他の認定機関での経験でも良い）

### 3.2 独立性の確保（コンサルティング・取引関係等からの影響の排除）

- ① 過去2年以内に栽培技術指導・認証コンサルタント・販売コンサルタント等を行っている者の検査・判定に携わってはならない。
- ② 過去2年以内に取引関係、雇用関係のある者の検査・判定に携わってはならない。
- ③ 生産物の販売に係る競合関係のある者の検査・判定に携わってはならない。
- ④ 検査員と認定申請事業者との利害関係の範囲は、検査員の家族にもおよぶ。
- ⑤ 認定機関の理事・役員等は自己が経済的利害を有する事業者の案件の検査・判定に関与してはならない。

### 3.3 機密保持

- ① 認定機関は、認定業務の実施において知り得た申請事業者の情報、特殊技術、機密事項等に対し、守秘義務を有する。
- ② 認定機関は、認定機関の業務に携わる各階層の要員に対し、守秘義務を遵守させなければならない。
- ③ 認定機関は、情報の漏洩が発生した場合、情報漏洩に伴う被害を最小限に食い止める手順を確立しておくこと。

### 3.4 検査員、判定員の教育・訓練

#### ①検査員・判定員の力量の確保

認定機関は検査員・判定員の適切な教育訓練計画を持たなければならない。その計画は、以下の内容を含むこと。

ア、検査・判定を予定する分野における日本農林規格及び認定の技術的基準を良く理解するための講習会と合格基準の設定。

イ、JAS法及び関連法規（品質表示基準、食品衛生法、農薬取締法、肥料取締法、地力増進法、有機農業推進法、栄養改善法、容器包装リサイクル法、家畜排泄物処理法、廃棄物処理法、建築基準法、水質汚濁防止法、外来生物法などの該当する分野）などで、有機



## 登録認定機関の業務運営の標準をつくるために第6（一般）

生産にかかわり必要となることを良く理解していると認められること。必要になる関連法規の範囲については、年次の認定の業務に従事する者の研修会等で明確にされなければならない。

- ウ、検査技能を習得するための講習会と合格基準（検査員に要求する最低要件）の設定。
- エ、検査技能を習得するための適切な検査実習の設定。初めて検査に携わる検査員は、一人で検査を行う前に完全な検査を4回程度見習うことが望ましい（JAS 制度化での検査経験は、この実習に代えることができる）。判定員にあっても適切な判定実習期間を設けること。
- オ、認定機関は、検査員・判定員が力量の維持向上をはかるためのプログラム（最低年1回以上の維持研修会等）を持つこと。
- カ、これらの認定の業務に従事する者の研修会は、農林水産省のプロジェクト、あるいは認定機関の共同による開催など、共通のベースで開催されることが望ましい。

### ②評価

認定機関は、検査員・判定員の力量及び業務実績について定期的に評価を行うこと。  
評価手順は以下の内容を含むこと。

- ・ 検査・判定を行った実績及び検査報告書のレビュー
- ・ 研修会等の参加・修了の状況及び自己の力量の維持向上のための努力の評価
- ・ 検査・判定の量及び質の評価
- ・ 検査・判定に係るクレームの評価
- ・ 内部監査及び外部監査からの指摘があった場合のその評価

### ③フォローアップ

評価の結果、改善が必要な場合には、適切な措置を講じること。

### ⑥ 検査員・判定員・事業者向け講習会の講師を担当する者の研修会の講師の要件

- ア、検査員・判定員の教育訓練に携わる者は、検査・判定の実務経験を少なくとも3年以上もしくは延べ50日以上を有しており、認定機関により適切と認められること。
- イ、関連法規及び専門知識等については、当該分野の専門家もしくは十分な知見を有していると認められる者。
- ウ、認定業務の説明等にあつては、認定機関事務局など認定業務のプロセスに精通している者。

## 3.5 農林物資の種類と検査員の資格要件

### ① 簡易な農場内加工について農産物の生産行程管理者を検査する農産物の検査員が一人で実施できるようにするために確保すべき要件

- ア、農林物資は、農業生産者が自らの生産物を使用して製造する、切干し大根、干し芋、干し柿、ハーブティー、梅干し、発芽玄米を対象とする。

## 登録認定機関の業務運営の標準をつくるために第6（一般）

- イ、検査員は当該加工食品の製造方法を良く理解していること。
- ウ、検査員は当該加工食品に該当する食品衛生法に関わる規制（添加物等）を良く理解していること。
- エ、検査員は有機加工食品の日本農林規格及び認定の技術的基準にかかわる検査員むけの講習を修了していること。
- オ、検査員は食品衛生責任者養成講習会等を修了し、食品の衛生管理についての基礎的な知識を習得していることが望ましい。

② 農産物の小分け業者の検査を加工のジャンルの検査員が実施する場合に加工の検査員が確保すべき要件。

ア、検査員・判定員は有機農産物の日本農林規格についての検査員むけ講習会を修了していること。

イ、該当する農産物の品質表示基準を良く理解していること。

### 3.6 検査・判定の手法に係ること

#### 3.6.1 圃場検査の時期

実地検査の実施は、作物の生育期間中を原則とする。収穫後の検査は、特にその必要性がある場合に限定された例外的なものでなければならない。圃場確認にあっては、圃場の周辺条件や用水の条件のみならず、土の状態、作物の生育状態、病虫害被害や対策、雑草対策の状態などが注意深く観察され、栽培管理実績の真正性が確認されなければならない。作物の生育の初期、中期、後期、収穫直前の時期など、年によって調査の時期をずらすことは有効である。

なおこのことは、複数の圃場の輪作により、作物の生育期間中の圃場と収穫後の圃場、休耕中の圃場などが混在する場合の時期を規制するものではない。

#### 3.6.2 圃場の有機歴の確認

圃場の有機歴の確認は、記録原簿及び圃場観察の双方によって行われる必要がある。圃場観察にあっては、圃場歴と土壌肥沃度などの整合性に注意を払う必要がある。また、雑草の植生などは、重要な参考指標となりうる。

#### 3.6.3 外注管理の検査

外注委託先の業務が、適正に行われていることを確認しなければならない。外注先が認定事業者でない場合には、認定事項に組み込まれて審査されなければならない。外注先が認定事業者である場合には、直接検査に赴く方法と外注先事業者を認定した登録認定機関との提携にもとづく方法などにより確認することができる。

#### 3.6.4 監査追跡（トレース）の実施

有機食品（農産物、加工食品）の生産行程管理においてトレーサビリティは、必須の

## 登録認定機関の業務運営の標準をつくるために第6（一般）

条件である。このことが確保され、維持運営されていることが確認されなければならない。なお、この範囲は当該生産行程管理者の生産行程の範囲であり、外注管理を含む。

### 3.6.5 総量監査の実施

圃場面積に比して生産量が適切であること、入荷原料に比して製品の出来高が適切であることなどは、最も基本的な条件である。

### 3.6.6 客観的証拠に基づく評価

検査での評価は、思い込みでおこなったり、当該事業者の有機実践に依拠して「長く有機をやっているので大丈夫だろう」などの推測によってはならない。評価は、検査期間中に収集した客観的証拠にもとづくものでなければならない。また、検査員の主観も可能な限り排し、基準にもとづく正確な評価を行わなければならない。

### 3.6.7 根拠書類の確保

収集した客観的情報には、適切な根拠が添付されること。

### 3.6.8 見落とししやすいオーガニックリスク

以下のリスクは、見落としがちであるので注意が必要。

ボイラー添加剤のリスク

倉庫、選果場などにおけるパナプレート

施設や設備に使用される揮発性有害化学物質

購入された育苗培土の用土の条件

\*オーガニックリスクは、当該生産者の生産している作物、生産の方法、その他の要件により、さまざまなケースが存在することを理解しておく必要がある。

### 3.6.9 関連法規制の遵守の確認

品質表示基準、食品衛生法、農薬取締法、農産物検査法など有機農産物の日本農林規格は、様々な法規制と関連して存在する。

たとえば別表2の農薬の使用にあつては、農薬の安全使用基準の遵守が前提となっているのは、その典型である。ビニールマルチや農薬の空き容器の処理にあつて、廃掃法で禁止される野焼きなどを行うとすれば、第2条の生産の原則に反すると言わざるを得ない。

認定審査にあつて、こうした関連法規規制の遵守が確認されなければならない。

### 3.6.10 グループ生産者の検査の注意点

検査においては、当該農林物資にかかわる認定の技術的基準のすべての要求事項について確認されなければならない。ここでは、そのことの上にとつて、グループの生産行程管理者の検査において特に注意が必要となる点について記述する。なお、ここでは農業協同

組合やその部会、個人農業者の任意グループ、農事組合法人など独立した経営の農業生産者のグループを念頭においており、有限会社、株式会社、企業連合などの生産行程管理者については、想定範囲ではない。

### 3.6.10.1 団体の統制、組織管理

#### ① 団体の統制、組織管理の方法と能力の評価

グループの生産行程管理者にあつて、まず、当該グループの団体の統制の方法、統制のレベル、統制の能力が評価される必要がある。統制方法には、構成員の農業生産者にほとんどの管理業務が委ねられている場合、事務局などによって事務管理が行われている場合、主たる管理業務については中心となる農業生産者が分担して担っている場合などが想定される。統制のレベルには、それぞれ思い思いに生産し、販売も違い、料金を安くあげるためのみのグループから栽培方法及び販売まで一元的に統制されている場合まで様々である。統制の能力は、決められたことをグループ内に周知し実施する能力である。これらの違いによって、管理ポイントが異なることに注意が必要である。それぞれの対象にみあった検査の方法が取られる必要がある。グループが大きくなればなるほど、決定が周知されにくくなり、決定と違ったことが実施されるリスクが多く発生することに注意が必要である。

#### ② 内部規程の具体性とわかりやすさ

グループ生産行程管理者にあつて、内部規程の具体性が個人の場合よりはるかに重要になる。文面に対して個人の場合は解釈がひとつであるが、グループになるといくつもの解釈や誤解が発生することがある。人によって解釈が違ったり誤解が発生しないような具体性が重要になる。

#### ③ 担当者の配置と権限

ある程度権限が分化しているような組織にあつては、担当者の配置や権限が適切であるか確認されなければならない。たとえば管理事務を農協組織が担うような生産行程管理者の場合、営農指導部分が栽培管理にかかわることについては担当し権限を持つが、収穫後の管理については別の部署が管理指導の権限を有するような場合には、生産行程の各プロセスごとに適切な管理が実施される配置になっているかなどが確認されなければならない。

#### ④ 講習会受講・修了、資格者の欠如がないか

スタッフの変更の場合に、資格ある格付担当者の不在などが発生していないか、注意が必要である。

#### ⑤ 構成メンバー、スタッフへの周知

内部規程、各種の手順などが構成メンバーやスタッフに適切に周知されているか、注意深く確認する必要がある。周知とは、構成メンバーやスタッフが必要なことを理解し、実施もしくは実施可能な状態になっていることを意味する。見直し、改訂した際には、新しい規程や手順が配布、説明され、実施可能な状態になっていることが必要である。

検査・監査結果が、構成メンバーやスタッフに良く周知されているか確認する必要がある。

る。またこのためには、通知する認定機関にあっても分かりやすい明確な通知に心がける必要がある。

### 3.6.10.2 グループの個々の構成員の確認

グループの生産行程管理者の実地検査においては、すべての圃場を確認することはもちろんであるが、個々の生産者に面談し、使用する作業施設がある場合は施設を実際に訪問し検査する必要がある。その検査にあたっては、以下のようなことが含まれ、あるいは考慮されなければならない。

#### ① 記録の根拠の確認

管理記録が台帳形式や提出用に整理された記録の場合には、根拠となる作業日誌などにより記録が事実にもとづく適切なものであることを確認すること。また、資材の購入伝票と照合することは、重要である。

#### ② 使用資材の確認

個々の生産者の使用資材を確認することが必要である。グループ全体で使用を決めた資材とは別に、個人的に選択して使用している資材があることは、珍しくない。資材置き場や保管庫を観察し、グループの資材とは別の資材や資材の空き容器などがある場合には、有機生産への使用について、確認すること。

#### ③ 個人的な外部委託の確認

水稻の育苗、乾燥調製など、個人的な委託がある場合も少なくない。大きなグループになると、こうした行為の基準上の問題を理解せず、報告必要事項とは考えない生産者がいたりすると、検査漏れを起こすことがある。種子から出荷まで、全工程の管理について質問を忘れてはならない。

#### ④ 作業施設の確認

個々の生産者の個人の作業施設も重要なオーガニック管理ポイントである。施設管理の基準を理解せず、クマリン系殺鼠剤やパナプレートなどが個人の施設で利用されることもある。パナプレートなどを作業場に使用する農業者の場合、多くは、それが何であるかを理解していない。出入りの肥料の営業マンなどに「これ、つけると虫がこなくなるよ」と言われてつるすようなケースの場合、その内容がDDVPであることを、本人は知らない。このような場合、本人から報告されることは期待できず、検査員が施設に立ち入り確認しなければならない。

#### ⑤ 指摘は相手を特定すること

不適合事項が観察され改善指摘を行う場合は、相手を明確に特定した書面が重要である。組織全体の管理を指摘する場合は、生産行程管理責任者や代表者あてに、個々の生産者に指摘する場合は、当該の生産者あてに、名前を特定して書面を作成すること。特に個々の生産者の指摘にあつて、誰のことであるかを特定しなければ、自分のことと理解されず、改善が実施されない場合がある。

### 3.6.11 外国検査員

### 3.6.12 共通確認項目のフォーマット

## 4 不適合事項に適切に対応するために検討(合意)すべき項目

### 4.1 意図的なJAS違反が発覚した場合の認定機関の対応について

- ① 登録認定機関は、不適合品の流出を速やかに停止する手順を持たなければならない。その手順は、以下の内容を含むこと。
  - ア、 事実を確認した検査員からの認定機関責任者への速やかな（例えば24時間ないし48時間以内）報告
  - イ、 報告を速やかに決裁し、事業者に対し必要な決定（出荷の停止、不適合品の回収）を通知する。
  - ウ、 影響の発生する関係認定機関への連絡
  - エ、 必要な場合の公表
- ② 当該認定者の認定に関わる処分の手順を確立しなければならない。その手順は以下の内容を含むこと。
  - ア、 違反の程度により業務停止請求若しくは認定取り消しの手続き
- ③ 農林水産大臣への報告  
すみやかに農林水産大臣に報告する。

### 4.2 意図しない事故(結果として違反になる場合もある)が起きた場合の認定機関の対応について

- ① 登録認定機関は、不適合品の流出を速やかに停止する手順を持たなければならない。その手順は、以下の内容を含むこと。
  - ア、 事実を確認した検査員からの認定機関責任者への速やかな（例えば24時間ないし48時間以内）報告
  - イ、 報告を速やかに決裁し、事業者に対し必要な決定（出荷の停止、不適合品の回収）を通知する。
  - エ、 影響の発生する関係認定機関への連絡
- ② 該認定者の認定に関わる処分の手順を確立しなければならない。その手順は以下の内容を含むこと。
  - ア、 不適合の程度により改善の指摘に留める場合、業務停止請求を必要とする場合等の目安を整備する。
  - イ、 社会的影響が大きい場合の公表の方法（事業者自らに取引先への通知、公表を促すことも含む。）及び公表する場合としない場合の判断の目安。

## 5 その他の項目

### 5.1 認定事業者の公表の方法

## 登録認定機関の業務運営の標準をつくるために第6（一般）

事業者の認定、廃止及び取り消しの公表にあつては、インターネット上のホームページに関係者が容易に確認できる方法で公表すること。

### 5.2 新規受付時の確認について

認定を申請する者が、JAS 法施行規則第46条一号ハに該当するか否かについて、認定申請を受け付けた際、認定申請を受理する前に確認すること。

### 5.3 業界としての自律について

### 5.4 業界全体のレベルアップについて

### 5.5 諸外国との同等性の制度についての問題点

## 5.6 経営資源の確保

### 5.6.1 一般

認定機関は、適切な経営資源の確保をはかる必要がある。ここで経営資源には、組織の運営資金、検査・判定業務や事務管理を行う人材、設備機器、損害賠償請求を受けた場合の適切な備えなどを含んでいる。

資源の確保の方法には、認証事業による収入のほか、会費、寄付、保険の利用、関連事業からの収入などが可能である。ただし、寄付には認定業務の独立性の確保の点に配慮が必要である。特に関連事業にあつて、認定機関としての独立性を損なう恐れのある方法での経営資源の確保は、避けなければならない。

### 5.6.2 認定手数料

認定手数料は、適正な認定業務を行う財政的基礎であり、適切な手数料の徴収が必要である。

このことにかんして、次のことが検討される必要がある。

- ① 有機農業の普及という視点から多くの認定機関が認定手数料を可能な限り抑制している。こうした抑制は、業務の多くが検査・判定の業務に従事する者のボランティアに支えられることによって可能となっている実態がある。この状態（ボランティアを前提とした料金設定）は、適正な業務の実施や制度の将来的安定性の観点から考えると、できるだけ早く是正される必要がある。この状態は、適切な認証業務の実施に必要な資源、特に人材の確保、高い専門的能力をもった検査員の育成などを困難にしている。
- ② また、地方自治体などが有機農業の普及などを目的に著しく低額（その費用では到底認証業務を賄うことができない）の認定手数料を設定することは、当該地域の事業者に不平等であるばかりでなく、民間の認定機関を不平等な競争にさらし、認定機関の適切な資源の確保を困難にしている。こうした機関にあつても適切な料金が算定されるべきである。
- ③ 認証と普及は、分けて考えられなければならない。認証とは、基準に適合していることを保証することであり、普及は基準に適合しない者も基準に適合できるように援助

することを必要とする。適切な認定審査を行うために認定機関が必要とする経費は、我が国の小規模な有機農業者にとって負担になっていることは事実であり、配慮しなければならない。このことについて、認定機関がボランティアで支えるのではなく、有機農業の推進のサイドから、認定を受けようとする者（認定機関ではなく、認定を受ける事業者）に別途支援が行われるべきである。

- ④ なお、このことは、高い認定料金を奨励することではない。また、認定機関が経営努力を怠って良いということではない。

#### 5.6.3 損害賠償への備え

備えの規模は、当該認定機関の持っている審査能力の信頼性により異なる。各登録認定機関は、過去の審査実績を評価し、備えの規模を決定することが望ましい。自らが高い審査能力を持つと判断されても、年間事業規模程度の賠償に備えることが望ましい。

以上